

[事案 16-6] 死亡保険金請求

- ・平成 16 年 5 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 17 年 2 月 25 日 和解成立

< 申立人の主張 >

被保険者（申立人の息子）が心筋梗塞で死亡したため、死亡保険金請求を行ったが、平成 12 年 10 月に行った転換契約は告知義務違反により無効であるので転換前契約で支払う旨通知が来た。しかし、転換時、被保険者の健康状態（肥満、高血圧等）は面接士や営業職員は知り得ていた情報であり、契約成立時より 2 年経過していることから生保会社は契約を解除できないはずである。また、転換は営業職員の勧めによるものであり、被保険者が保険会社を欺瞞し錯誤させてまで契約を転換する必要性はなく、さらに転換の 2 年後、保険料負担軽減のため減額を申し入れた際、健康診断結果をみて断られた事実があり、保険会社は転換後も健康状態を知り得ていた。以上のことから、保険会社は契約どおりの死亡保険金を支払うこと。

< 保険会社側の主張 >

被保険者は契約前より高血圧症治療のための投薬を受けており、健康診断結果が記載されている健康管理台帳によると高血圧、GPT、総コレステロール、中性脂肪の数値も正常値を超えておりにも拘わらず、告知書の質問はすべて「いいえ」と回答している。

被保険者は告知にあたり敢えて虚偽の事実を回答したことからすれば、被保険者には保険会社を欺罔して保険会社を誤信させ、その錯誤により本件契約を引き受けさせようとする意思があったものと推認できる。したがって、被保険者には「違法性」があり、約款に定める「被保険者に詐欺の行為があった場合」に該当するから本件契約は無効である。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は会社の主張する「被保険者の詐欺の行為」の事実関係ならびにその考え方について慎重に検証を行い、申立人と保険会社から事情聴取を行った。

裁定審査会が和解の余地を探っていたところ、審理終盤において保険会社側から被保険者死亡時点における死亡保障相当額を支払う旨の和解の意向が示された。そのため、裁定審査会は申立人に対し保険会社の意向を伝えたところ和解に応じたいとの申出が出されたので、裁定審査会は和解契約書を作成し、当事者双方に交付し双方の合意を得て、和解契約書の調印をもって円満に解決した。

なお、裁定審査会は裁定諮詢委員会において「告知義務違反による解除期間経過後に詐欺による無効の約款条項を適用しようとする場合は、そのモラルリスク性を十分に検証のうえ、慎重に考えるべきではないか」との見解を報告した。